

第十九回国会 建設委員会 議 録 第十八号

(七二〇)

昭和二十九年四月八日(木曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 瀬戸山三男君 理事 田中 角榮君

理事 佐藤虎次郎君 理事 細野三千雄君

理事 達澤 寛君 岡村利右衛門君

高木 松吉君 仲川房次郎君

赤澤 正道君 村瀬 宣親君

三鍋 義三君 菊川 忠雄君

佐竹 新市君 只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設事務官 石破 二郎君

(大臣官房長) 建設事務官 洪江 操二君

(計画局長) 委員外の出席者

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

四月七日

委員山田彌一君辭任につき、その補

欠として濱地文平君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

土地区画整理法案(内閣提出第二

八号)

土地区画整理法施行法案(内閣提出

第二十九号)

○久野委員長 これより会議を開きま

す。

土地区画整理法案及び土地区画整理

法施行法案 以上二案を一括して議題

第一類第十六号 建設委員会議録第十八号 昭和二十九年四月八日

とし、これより質疑に入ります。

両案に關しまして質疑の通告があり

ますので、これを許します。菊川忠雄

君。

○菊川委員 私は逐条的なことは省略

して、各条の項目にわたる事柄であり

ますが、問題を五つ六つあげてお尋ね

いたしたいと思います。

この法案ができるまでの経過を見ま

すと、昨年中、戦災地における区画整

理並びに特別都市計画について、い

ろと複雑な問題を惹起いたしました

た。これを本院の行政監察委員会にお

いていろ／＼と調査いたしましたので

ありましたが、その土地々々のいろ

ろの複雑な事情もござりましたけれ

ど、一方には立法の面において現状に

即しない非常な不合理な点、あるいは

ずれた点も発見されましたので、こ

にそれらの関係法規を統一あるいは修

正をして本法案ができるに至つた、こ

ういう経緯であります。そういう点に

おきましては、時宜に適したけつこ

う立法であるというふうには私も考

えておるのであります。こういう問

題を惹起いたしました当時の実情に当

てはめてこの法案を見ますと、まだい

ろいろの問題があるのではないかと思

われますので、そういう点を中心にし

てお尋ねしたいと思ひます。

第一は、この法案を通じて見ます

と、借家権者の発言権なり権利とい

ふうなものが、十分に保障あるいは保

護されていないといううらみがあると

私どもは考えるのであります。その点

を中心にお尋ねしたいと思ひます。

と申しますのは、たとえば大郡

市——東京を例にとりましても、各地

区の特別都市計画の実施にあたつて、

あるいは区画整理の実施にあたつて、

問題を起してある大部分のものは、土

地所有者あるいは借地権者、その上

に営業あるいは居住を営んでおるとこ

ろの借家権者との問題が解決されない

からであります。たいていみな借地権

は持つていないが、しかし、その上の

家屋を、開口権利幾らというふう

に、権利金を高く払つて営業を営んでお

る。また土地の値段なりあるいは借地

権というものは大したことはないが、

むしろその後の借家権の方が百万円、

二百万円というふうなことに相なつて

おる。そういう借家権者は、この区画

整理なりあるいは都市計画を行う場合

において、何らの発言権を持たない

という点は、依然としてかわりないやう

であります。そういう点で、一つの例

であります。借家権者は、この法案

を通じてどの程度に保障されるかとい

うことをお尋ねいたします。

○濱江政府委員 ただいまお尋ねの、

土地区画整理に伴います借家権者の保

護の問題でございますが、土地区画整

理事業がいろいろの段階にわかれて施

行され、それに対する手続その他が換

地者の保護をはかりつつ規定されてお

ります。そこで、各段階における借家権

者の立場というものは、どういふやう

な、関係において保護されるかとい

うことを一応申し上げることによつて、

御理解を得たいと思ひます。

まず第一は、土地区画整理の事業計

画を立てる場合の借家権者の立場で

ございます。これはこの新法によりまし

ても、いわゆる関係権利者の意見の提

出といふことを一応許しております。

かりに事業計画が行政庁あるいは公共

団体によつて施行されるといたしまし

た場合に、施行者においてそれ／＼こ

れを公衆の縦覧に供するといふことに

いたしております。公衆の縦覧に供し

た結果といたしまして、今の事業計画

なりあるいは換地計画が、借家権者の

利益を非常に侵害するといふことであ

りますれば、当然これに対する関係権

利者の一人として、借家権者はこれに

対する意見の提出をすることができ

る、こういうことになつておるわけ

でございます。その意見提出によつて、

相当の理由ありと認められるものは、

事業計画をそれ／＼知事が都市計画審

議会等に付議いたしましたして、修正を

しなければいけない、こういう規定の仕

方になつておるのであります。

それから、しからば換地計画自体と

しては、そういう意見の結果としてま

とめられたものができて、しかもその

換地処分の実行後におけるい／＼な

借家契約等から見まして、従前の借家

契約の履行がきわめて不利な状況に

なり、あるいは妨げられるという結果

になつた場合の処理をどうするとい

う問題がもう一つ残ります。これはこの

新法の上におきましては、百十六条を

ごらんいただきますと、そこに建築物

の利用が妨げられるに至つた場合につ

きましては、具体的には賃借料の増減

という問題によつて解決したい、か

うな考え方をとつておるのでありま

す。すなわち、従来の契約条件にか

にかかわらず、将来に向つては賃借料

の増減を請求することができるとい

建前になつておりますので、この法規

を活用することによつて、借家権者の

保護をはかることができるのではない

かといふふうにお尋ねするのでござ

います。

また従前の借家契約そのものを存続

する意味がないといふことになりま

すれば、これは契約の解除といふ問題に

発展するわけでありまして、さうな

場合におきましては、百十六条の第四

項によりまして、解除による損失補償

の請求を一応施行者に対してなし得る

ことになつております。問題は、当

事者間の問題でございまして、この

貸貸人と借家権者との間の関係とい

ふに考えられるわけでありまして、

でも、この場合におきましては、まず

施行者に対する損失補償を借家権者と

しては求めることができる建前にいた

しております。そういう損失補償の施

行者が建てかえをいたしました場合にお

ける事後処理をいたしましたは、これを

さらに貸貸人、すなわち土地所有者、

地主権者等に対して、あらためて施行

者が求償するといふ建前にいたしてお

ります。

制度の上におきましては、そのよう

な方向において一応この法律はできて

おるわけでありす。

○菊川委員 問接に発言するという方法によつて、権利を保護するという程度というふうな伺つたのであります。実際問題として今起つておることの例として申し上げますと、今東京都において、戦後相当長い間たつておるのに、都市計画は手をつけたままで、方に飛火のように未整理のところが残つておるといふ理由の一つには、借地権者あるいは地主は換地をきめて承諾をしてしまつたところが、その上に長い間営業している営業者の方は全然それにタッチしてないから、それを施行者の方に持つて行つても、それは地主なり借地権者に十分補償はしたのだから、そういう条件のもとに換地を行つたのだから、それは元の地主なり借地人のところに行けとけということになつて、ほとんど全部が借地、借家の紛争といふことになつております。ところが、換地されたところを見ましても、今までは道路に面して商売のできる場所であつたから、開口一間について何万円という権利を払つたが、換地先はそうでないということになりまして、当人としては、換地場所をもらつても、その損害はかかるべからざるものになつてしまふ。そういうこととありますから、単に地主と借地人なり借家人との関係で訴訟を起してみても、その主体であるところの土地は換地されてかわつてしまつて、実際に償ひの方法がない。東京に出て来て二十年、三十年たち、若い時から入れ上げてつくつた財産が消えてしまふという現状であります。やむにやまれず、結果においては不法占拠といふことになりかねませんけれども、がんばつ

ておる。そして裁判の面において延ばせるだけ延ばして、何か有利な解決をはかるうとしておるのは現状であります。都会地においては、実際にその一番直接大きな利害関係を持つておる者は、そういう営業権を持つておる者——借地借家権が同時に営業権である、それが生活の土合であるといふ人が大部分でありますから、そういう人々の権利を直接に保障する。そういう非常な困難な問題であります。その法の意見を直接認めるということをしてこの法案の中で考えないと、せつかくできな法律であるが、問題は依然として未解決に残るという心配が多いと思ひます。これは実情でありますので、そういう点について、どうもやはりそういう点が脱けておるのではないかといふことを私痛想するわけです。たとえば、六畳一間借りるのに、間代を三万円、四万円とられるほかに、四万円、五万円という敷金でない権利金をとられる。そうしなければ一部屋借りられないといふのが、今日の東京の実情であります。そういうものが実際に認められていない、ここに問題がある。だから、想情的には、区画整理とか都市計画になれば、りくつ抜きにまず反対する。反対しておればそのうちに何とかなるだろう、こういうことにならざるを得ないのであります。ところがやる方は、それは言うが、やつてしまつてきれいなさつぱりすればよくなるのだから、そこまでは押し切つてやるというので、都の建設事務局といふものはあたかも執達吏のごとき強権と勇断を持つてやらなければならぬ。だから、至るところで暴力が起つてゐる、ある場所では神経衰弱で首をつ

つた商人が出ておるといふのが実情であります。そこを救済することが、この新して立法の急務でなければならぬ、こう思うのであります。どうもそういう点について、何かやはり盲点が残つておるといふ気が私します。あります。これを解決するようないふについて、お考えになつたが、現状できないといふことであるのか、それとも何かこの立法の実施面において、解決の方法を研究しておられるのか。りつばな法律ができたといふふうな安心感を関係者にも与えるような方法にしたいと思ふので、重ねてこの点を伺ひします。

なお、その場合に、この立法は明治四十二年の耕地整理法がやはり基礎になつておる。それが、改正されておるが基本はかわらない。農地は、すでに耕地整理法でなく、農地法によつて法の適用を受けておる。しかるに都会においては、相変わらず耕地整理法といふ基本から脱却しないで、そうして都会地におけるところの商店といふものは、農地におけるところの農産物と同様に扱われておる。そして地主と借地権者が相談すればそのことはきまるのだ、こういう考えが基本にあるところに、この立法の欠陥があるのではないかと、こういう根本的な考えもありまして、何かお考え願わないと、都会地にはどうもまだ大きな問題がこれによつて残るのではないかと、こういうことを考えます。その点についてどういふ考慮を払つておるか、これを尋ねたいと思ひます。

○森江政府委員 これは区画整理事業に関係のある非常に大きな問題点であることは、御指摘になりました通りであります。そこで、この法律の建前といたしましては、いわゆるさうな事態に対する運用面におけるところの一つの方針といふものを、ある程度確立して行かなければならぬといふところに重点を置いておるといふふうに申し上げた方がよいと思ふのであります。そこで一応権利者としては、やはりただいまお話がございましたように、施行者の立場においては土地の所有者、地上権者あるいは使用収益権者といふものを一応相手とするといふ立場をこの法律としてはとつております。しかし土地の利用の実態面といふものは、お話しになりましたように、その土地において営業をやつておる人の利害関係と非常に結びついておるといふことは、御指摘の通りでありまして、そういう点における一つの運用面と申しますか、方向としては、換地計画そのものが従前の——つまり換地される土地と、今まで持つていた土地と利用状況の変化が、はげしい形でないやうなふうに行われておるといふことが一つのねらいであります。それから区画整理事業そのものが、やはりそういうことを中心にして運用されて行かなければならぬといふ根本的な考え方に立つておるのであります。従つて、そういう関係が言ひまして、従前の土地の位置あるいは地積なり、あるいは利用状況といふものを土台にして検討してもらいたいという換地計画の一つの基本方針を一応立てております。しかし、これだけの抽象的な文言といふ点になりますと、いろいろ問題点はあらうと思ひますけれども、法律

の制度としては、これ以上の方法、制度を考へるということには、まず現在の段階では非常にむづかしいのではないかと、いふふうな考えを立案されたわけでありまして、そういう考え方に立つておるわけでございます。それから先、これを一つの法律関係の事項として整理するのには、結局補償問題として片づけるよりほかの方法はない。いわゆる具体的損失を補償して行くといふ形において解決するよりほかの方法はない。従つて、それは先ほど申し上げましたこの法律百十六条による、いわゆる契約条件の変更なり、あるいは契約の解除による損失の補償なりといふ部分においては片づけて行く。次善の問題としては、換地そのものを、従前の利用状況と著しく変化を来さない方法において、換地の方法を立てるに、二筋道、それからそれに加ふるに、関係権利者としての借家権者の意見といふものをしんじやくしつゝ考慮する、こういうことで解決するより方法がない。ある部分は、これは実際面の運用によつて、その方面の借家権者の保護の点を十分考慮して運用して行くよりほかには方法はないといふふう

に、考へておるわけでございます。

○菊川委員 今の問題について、たとえば店の権利を非常に持つておるとか、一間借りるのにも数万円の権利金をとられておるとか、こういう問題について、評論員が出て評論をするといふ条項がございしますが、そういう際には、やはりそういうことも十分に評価の一つの要件として入れるべきだといふことについて、この実施面において細則あるいは行政的な措置をお考へ願えるかどうか。それから、それがで

きますれば、単に意見書を出すだけでなしに、調査の際に土地の地主あるいは借地人について、十分にそういうことを聞くということになりましようから、割合に問題が事前にはつきりして来るのではないと思ひますので、そういうことができるかどうか。

それからもう一つは、今お話のうちに、この借家権者というものの資格を限定することは、こういう都市の実情から困難でありましようから、立法上は非常にむずかしいことだと思ひます。このことは、私も、この法律は法律として一応施行された後に、また実情に即して研究すべき問題だと思ひますけれども、とりあえず一つの救済措置として、実施の際にそういう利害関係者、特に借家権者に対して、何らかの特別の方法で、そういう関係者の意見の開陳を、ある一定の時期に、区画整理審議会などの機関を通じて申出を受けて聞くということをやるという方法がとれるかどうか、そういう点について一応お尋ねをしておきたいと思ひます。

○**滋江政府委員** だいたいお話がございまして、前段の権利金その他を、土地評価の上にある程度織り込んで考えて行くことができるかという点でございますが、この点は、結論的に申し上げますと、百六十六条の第五項の運用によつて解決せらるべきものというふうには私も考へております。すなわち現実の補償金の額の決定ということになりまして、お話のように結局この法律の裁定という形にまで最終的には持ち込むというのを考へておるわけでありましよう。その際における土地評価等

につきましても、この法律としては評価の評価というものが一応考へられる。収用委員会としまして、土地評価における一つの専門的な鑑定というものを片方にとつております。さうな面から考へて参りますと、今までお話になりました土地に対する一つの営業上の場所から見た権利金等の問題は、一つの鑑定材料あるいは評価の材料として取上げて行くことは、可能であるというふうな考へられと思つております。

それから、もう一つの借家権者の方を、制度的には無理であるとしても、運用の上で、もう一つつ込んで考へる方法はないかという点でございますが、これはこの換地計画にあるいは事業計画の上における施行者の諸問題、あるいは一つの事業計画について同意を与える意見は提出する機会といたしましては、土地区画整理審議会あるいは土地区画整理委員会という形をとつておりますが、これについては、やはり構成員の主体は土地の所有者あるいは借地権者の代表者ということになつております。しかし、そのほかにも中立性を保持した委員を、この中に参加せしむる建前を一応とつております。今後の運用に残された問題で、今こゝではつきり申し上げるわけには参りませんが、さういふ中立の立委員の選定の上において、あるいは借家権者等の保護に当らるべき中立的な立場をとらるべき委員が、所有者であるいは地上権者、借家権者、借地権者以外に考へられるという余地もあるかと存じます。これは実際の施行者がその規約ないしは定款、あるいは施行規程を定める際における一つの問題に

なりましようので、そういう点においてある程度の配慮を払つて行くことによつて、さらにこれを一歩前進せしむることが可能ではないか、かように考へるわけでありましよう。

○**菊川委員** 第二の問題は、借地権者が区画整理審議会委員の選挙権を持つておるといふような場合に、その権利の立証の具体的な方法の問題です。土地所有者の方は明瞭でございますが、これは本法案によれば、必ず登記を待つて立証するといふことでもないやうであります。一箇月前に届出云々といふうなことになると思ひますが、これは具体的な方法はどういう方法でやりになるのでありましようか。いすれ細則の問題でございまいと思ひますが承つておきたいと思ひましよう。

なおこれに付随して、特ここの立法ができれば、地主も一票それから借地権者も一票ということになり、その点は非常に公平だといふふうになりましよう。それから借地権者と地主は、それ／＼別に区画整理審議会委員を選ぶといふことでありますから、実施事項でありますと、大きな宅地を持つておる地主が、それを自分の身内あるいは知つておる者の間に、一応形式的に便宜上土地を貸したといふことで借地権者をつくつて、そしてそれが借地人、借地権者という形でもつて選挙には一票を行使するといふうなことをやるやうなおそれがないではないと思ひますが、これは単に危惧に終るのか。あるいはそういうことについては、実情がさうであれば、当然権利を持つわけでありましよう、そういう細工ができるよ

うな余地があるかないか。こういう点であります。このことをちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○**滋江政府委員** 借地権者の確定の方法については、この法律案のとつておる建前は、まず登記面を押えて行くといふことはもちろんでございしますが、そのほかに未登記の借地権につきましても、これを一応申告を求めまして、その申告によつて確定するといふ方法をとつております。すなわち、この法律の八十五条にそのことを規定いたしておるわけでございますが、借地権者につきましても、新しく借地権を設定した場合につきましても、所有者の連署によつてこの権利を確定することには従前の借地権と引継いだ者については、従前の借地権者との連署の上においてその権利申告をなし、これを確定するといふ道を開いておるわけでございます。区画整理事業の上におけるこういう権利の譲渡を、登記面以外の面で押える方法も講じておるわけでございますが、さらに今お話がございまして、仮装的な権利の取得、それによつて利益をはかる方法、さういふ仮装的な権利の移動を押えて行く方法はなにかという点でございします。これは私も立法の上でいへば、苦勞をしてみたいのでございしますけれども、正直に申しまして、これが実体的な権利の移動であるか、仮装的な権利の移動であるかといふことを裁定することは、それだけの問題としては、きわめて困難じやないかといふふうな考へております。換地計画その他の上で、いわゆる不当に自己の利益を取得するための、

つまり、さういふ換地上の不正な面があつたといふ面につきましても、これは全般的な意見の提出、それに対する採擇の方法、修正の方法においてこれを考へるより方法はないかといふうな考へ方を持つておりまして、権利の移動そのものの上で、これは仮装的である、仮装的でないといふ形で押える方法は、まず不可能ではないかといふふうな考へるのであります。

○**菊川委員** これはやはり出すと非常に複雑な、やつかしい問題になる心配があるでございまして、これは十分に研究を願わなければならぬと思ひます。というのは、この前も調べて見ましたら、ある地区の区画整理につきましても、これに便乗して、換地で非常に利益を得ようといふことから、わざわざ事前になんかといふ借地権なりあるいは土地を買ひ取つておいて、それを換地計画に便乗して飛び換地その他でも行つて、新しい地域の中心部に行つて膨大な利益を得ている。これが東京ではできるわけなんです。ある地区のことときは、八十万円ほどで買ひ取つたものを、約十倍近い値段でもつて、すぐにある銀行に売つてしまつていく。こういうことが問題になつておるわけなんです。ですから、人は疑えば際限がないのですが、しかし、こういう欲得にからんだ問題といふものはやるものですし、おそろしく今東京でもうけようとして、さういふ不景氣の世の中では、さういふ換地に便乗して、土地の値上りによって換地になつて目をつられておられますから、一万坪持つておる地主は、それを二十坪ずつわけて借地人をつくつて、そしてこの中へ割込

律で大いに活用すべきであるというふう
に考えておりますのは、九十六条に
規定しております保留地の制度でござ
います。減歩の際における一つの方法
といたしまして、さような土地の整理
事業に必要な費用は、できるだけ金
銭清算の部面を少くするという意味に
おきまして、さような保留地の制度を
一応残す。従つてその換価処分なりそ
れの責任なりは施行者が受持つとい
う形において保留地を設け、これを事業
の必要な経費に充てる一つの財源とす
る、かような考え方をとつておるよう
なわけでございまして、この保留地の
制度を活用することが、今のお話にお
りました点の一つの解決の道じやない
かというふうに考えておるわけであり
ます。

○菊川委員 恐縮ですが、最後にもう
一問だけお許し願ひたいと思ひます。
今度の新法と旧法との切りかえの際の
問題を二、三お尋ねいたしたいと思ひ
ます。一つは施行期日の問題でありま
すが「公布の日から起算して一年をこ
えない範囲」と、こうなつておりま
す。これはこういう立法の一応の常識
として了承できるのでありますが、大
体当局の見込みとしては、これに伴う
施行細則その他いろいろの準備を見込
んで、公布がいつごろになりましよう
か、それから公布と同時に施行とい
うことになりましようか、そういう点が第一
点です。私の方としては、こういう従
来の法的な不備のために頭打ちをして
おるといふ現状からいたしましては、
なるべく一日も早いことを希望するの
であります。もちろん当局としてもそ
の実情は御存じのことと思ひますが、
いつごろのお見込みになるかというこ

とが第一点。

それから、もちろんこの区画整理事
業組合としてやる場合と地方公共自治
体でやる場合とは、おのずから違ひま
しようが、たとえば都の計画として従
来やつておるものを、旧法から新法に
切りかえた場合にはどういふに取扱
うかというのが第二点であります。こ
の点は、たとえば東京都の例を見ま
すと、都は本年度都市計画予算として、
総額は計上いたしております。ところが、
もしこれが早い機会に旧法から新
法にかわるということになれば、国と
してただちにこれを切りかえるとい
うことになるのだと思ひますが、そ
ういふふうに考えてよろしいかどうか。そ
ういふ場合には、都は従来五箇年計画
とかあるいは長期計画の一環として、
本年度も予算を組んでおると思ひま
すが、そういう今までの計画をそのまま
認めるということになるのか。その場
合には、諸情勢の変化に適応するとい
う意味でもつて今までのことは一応認
める原則であるが、あるいは新法の精
神によつて一切のものを整理をして、
ある意味において出直すというよう
な内容になるのか、この点が第二点で
あります。従つてこれに付随して起
す問題は、四月から始まる都の都市計
画の工事計画と、新法が施行される日
との間には、相当の時間的なずれがあ
ります。その期間において都がやるこ
とは、一応断片的なものとしてやる
ことを認めるのか、それとも従来のも
のは新法にかわる前にどん／＼とやつ
てしまふという積極的な面がある場合
には、それもそのまゝお認めになるの
か。これはやはり国が都の都市計画に
ついて半額の負担をなすという建前か

ら、当然監督ということもございま
しうから、第二点については、そうい
う問題も含めて御説明願ひたいのであ
ります。

第三の点は、新法への切りかえによ
つて、区画整理審議会が出席をするわ
けであります。この区画整理審議会
が各工区ごとにでき上つた場合に、区
画整理審議会には、当然今までのずつ
と引継いでやる場合の事業計画につ
いて諮問をすべきだと私は考えるので
すが、今までのことは従来やつて来たこ
とだから諮問をする必要はないとい
うことになりましようか、この点をお
尋ねしておきたいのであります。以上
三点が新旧切りかえの際の問題であり
ます。

○近江政府委員 まず第一点の御質問
の点は、できるだけ早く準備を進めま
して施行いたしたいと考えておりま
す。この法律の要求としております政
令なり省令の整備を急ぎまして、今年
の十月ごろには新法の施行の運びに
したいと考えております。

第二の点は、施行法の第五條の規定
によりまして、職災復興事業は、大
体各都市とも行政庁、都道府県知事な
り市町村長が施行者の責任を持つ
ております。この法律でいう行政庁
施行の方法に属しておりますので、こ
れにつきましても、施行法の第五條に
よりまして新法施行の日には当然新法に
切りかわることになるわけございま
す。

そこでお話の第三の問題に移ります
けれども、従前行いました換地計画な
り換地処分なりについての効力は、こ
の規定によりまして、従前の規定によ
つて効力を生じたもので新法に根拠規

定があるものは、当然新法によつて行
われたものと見なすというふうに行
してあります。従つて、処分として確
定するに至りましたものは、法律的に
申しますれば、それに対する従前の効
力をくつがえす余地はまずないとい
ふふうに考えるべきだと思ひます。そ
で、お話のように新法施行前におい
て、お話をうけましては語弊があり
すけれども、できるだけ旧法による簡
易な方法によつて換地計画あるいは換
地処分を行つて、新法による方法を
できるだけ避けるという意図があるこ
とをどうして処理して行くかというこ
とにありますが、私も新法の考え方自
体が整理され、一歩前進していると考
えております。従つて、運営面にお
いて、土地区画整理事業については、
できるだけ新法の精神にのつとて運営
をはかつて行く方法をとつて参りたい
と考えております。法律的な効力とい
う部分になりますれば、新法施行前ま
では、旧法によつて施行者が行うこ
とを防止することは、法律的に不可能で
はありますけれども、さような運営面
における技術上の方法としては、でき
るだけそういう方法をとることを懸念
して参りたいと考えております。

○久野委員 瀬戸山三男君。
○瀬戸山委員 私は今日は、提案され
ております法律の内容についての質疑
はやりません。また後日機会を与えら
れましても、多少質疑いたしてみたい
と思ひますが、今度の法律は、今まで
非常に種々雑多になつておつたものを
統一されて、御苦心の跡がうかがわれ
るのであります。しかし、申し上げる
までもなく、法律はいかによくでき

おりまして、運用がうまく行かなけ
れば意味をなさないのであります。そ
こで直接この法律の内容に係属してい
るわけではありませんが、法の
運用の点で二、三の問題をお尋ねいた
しておきます。

第一の問題は、これも都市計画に関
係があるので、ただそのとおりであ
りますが、今問題になつてゐる帝都高
速交通営団であります。これは御承知の
ように営団法によつて運営されてい
る。これは同法の第一條その他によつて、
建設、運輸両大臣の監督下にあるわけ
であります。そこでなぜ私がこういう
ことを申し上げるかという、御承知
のように今帝都高速度交通営団は、刑
事事件によつていろいろ捜査されて
いるようでありまして、もちろん、今被
疑事件として扱われておりますから、
どういふふうになるかは、われ／＼の
方では知る由もありませんが、しかし
建設大臣の監督下にある、しかも国の
経費を出しております営団の總裁以下
重要な役員が、今拘留をされてお
る。そこで、この法律によつてはいわ
ゆる公務員として取扱われて、任免権
もやはり監督権を持つてゐる両大臣が
持つ。今の事件の状況におきまして、
建設大臣としては、今日大臣は御病
氣中でありでございせんが、どうお
考えになつておるか。今のようなこ
とで、帝都高速度交通営団はその運営上
支障がないかどうか、お尋ねしておき
ます。

○南政府委員 お答え申し上げます。
こういう種類の答弁につきましては、
ほんとうは大臣みずから當られた方が
よいのでござい申し上げますけれども、まこと
に申訳ないことですが、大臣病氣で休

んでおりますので、私がかつてお答え申し上げますから、御了承願いたいと存じます。

御質問の第一点は、高速度交通営団が運輸、建設両大臣の共管になつてゐる、今問題が起きているようであるが、こういうような状態のもとにおいて、大事な交通に當つてゐる営団の事業に支障がないかどうかという御質問と拝承したのでございます。御質問のように確かに総裁、理事、部長、課長という方々が刑事上の被疑事件によつて勾留されておりますので、これでは営団業務にさしつかえがないとは私考えておりません、相当程度業務にさしつかえがあることと存じておりますが、ただいまのところでは営団規程の第三条によりまして、総裁の指名による理事が臨時代理となつて業務の担当をしております。すなわち里見理事が総裁代理でやつておりますので、最小限の事務執行には支障はないように聞いております。

それから御質問の第二は、建設省の監督内容がどういふものかという御質問だつたと思つております。これは主として共管事務でありまして、ほんとうは共管事務と申しますものは、専管よりもいろいろ問題があるのでありまして、これは万やむを得ずそうなつておるのであります、大体ずつと見ておきますと、人事についての任命をすることに關与いたしまして、その人事に關与することによつて会社の業務を監督して行く。会社の個々の業務について監督をするというよりも、むしろ主として総裁、副総裁、理事そのものを任命することに關与することによつて、間接的に会社業務に対する監督

をやつておるといふのが、現在のいわゆる監督の方法でございます。個々の業務につきましては管理委員会というものがありまして、その委員会から出して来る文書を審査するという行き方にしておりますので、事実上役所が会社の内容に直接タツチしてやつておるといふようなことは、今まではなかつたようであります。

〇瀬戸山委員 私はこの問題を強く追究する考えは今のところありません。ただ、御承知のように、今の国家非常時といわれるときに、運輸に關係してありますから、運輸に關係しては、國鉄關係があり、今も引續いて問題になつておりますが、これも同じような事件であります。われわれは共管事項を整理いたさなければならぬといふことで、行政機構の改革問題もやつておるわけでありまして、共管事項が、えてして一体だれがほんとうに監督をしておるのかかわらない。先ほど菊川委員も、法律の運用の問題について具体的に聞かれましたけれども、法律がいかによくてきておりましたか、たとえばいかに監督をするべきであるとか、大臣が監督をするとかいふことが書いてありまして、制度上はつばにできておりました、実際はそれが行われておらないといふところ、日本の政治の重大な誤りがある。今次官は、実体的な監督は人事の面で云々と言われましたが、人事の面は現在のような実態である。申し上げるまでもなく、この営団法によりまして、主務大臣は帳簿その他で部下の官吏をして検査をさせる、調査をさせる、監査をさせる、そういうふうな制度がは

つきりできておるのですが、今日までそれをおやりになつたことが一ぺんでもありませんか、これは事務当局の方でけつこうです。

〇濫江政府委員 営団の書類、帳簿等の監査でございますが、率直に申し上げます、決算報告等の報告を求めて、その審査には當つております。しかし具體的な営団の帳簿、経理内容等につきまして、決算以外の面につきましては書類検査その他を今まで実行したこと、実は聞いておりません。ただいま政務次官も申し上げましたように、営団の組織自体としては、管理委員等が、営団の機関ではありますけれども、その経理の監督その他については特別な権限を法律上与えられてその衝に當つておりますので監督官庁として管理委員等を抜きにいたしまして書類検査を直接に行つたといふことは聞いておりません。

〇瀬戸山委員 過去の問題をとやかく言うわけではございません。この問題は今日はこの程度にいたしておきまして、大臣が部下の官吏をして帳簿その他を検査をさせるという制度があるのです。今おつしやるというところは、営団には監督役として監督と申しますか、それがおるから、それでいいのだといふなら、こういう法律はいらないわけでありまして、なぜそういう法律をつくつておるかとおつしやる、そういうことをしなければ、あやまちを犯すおそれがある、従つてあやまちを犯す前に、監督なり監査をしなければならぬといふことを法律によつて規定されておるのでありますから、それをやらなければならぬ、最初からそういう法律はいらない

いわけであります。これは責めるわけではございませんから、将来はひとつよく気をつけて——と言つて失礼であります、法律をなぜこんなにわれわれが苦心をして審議をして立法化するのか。つくつたあとは、法律にはそう書いてあるけれども、営団には監督がおるからそれでやるのだといふことで、現在かようなあやまちを犯して大きな問題になつておるのだから、それではいかぬのじやないか、本日はこれだけ申し上げておきます。

〇瀬戸山委員 これも多少問題になつておりますが、今池袋から御茶ノ水まで新線が建設されて、これはまだ延びると思つて、この新線の建設については、都市計画法を適用されて、都市計画によつて特許されてやられた事業になつておりますかどうですか。

〇濫江政府委員 新線の建設は、都市計画事業として決定され、あるいはその都市計画事業として特許された形にはなつておりません。御承知のように東京都内の地下鉄の計画そのものは、都市計画審議会の意見によりまして計画が審議されておりました、これは都市計画事業という決定にはなつておりませんけれども、その路線の取方、方法については、都市計画審議会の意見を一応徴しまして、その同意の上で新線の内容を決定しておるような方法になつておるわけでありまして、従つて、これは都市計画事業ないしはその事業の特許という形にはなつておりませんけれども、都市計画事業の観点からの審査は十分しておるといふふうに考えております。

〇瀬戸山委員 これも都市計画法にそつたか、これは何か理由があるのですか。

〇濫江政府委員 これに對します取扱方につきましては、過去の経緯にさかのぼるわけでございますけれども、本来高速度鉄道事業につきましては、地方鉄道法による規定に基づきまして事業免許をとるといふ建前になつております。すなわち、これに對しては運輸省が事業免許の所管をいたしておるわけでございます。さうな政府としての免許方針を一応とつておりますので、さうな關係からいたしまして、特に都市計画事業としての必要は必ずしもないといふふうな考え方に立つて現在まで来ておるようなわけでありまして、

〇瀬戸山委員 また先ほど同じようなことを言うのでありますが、法律を忠実に実行されていらないから、いろいろな問題が起つて来るといふ。この新線ができて、非常に便利になつたのであります、私は何もこれに文句があるわけじやありませんけれども、これはまた懸案になつております例の東京高速度道路の問題もそうであります。こつちはあまりタツチしないといふような考えが、いまだにうかがわれるのであります。それなら、都市計画事業といふのはどうなるのだ。私がかように申し上げるのは、都市計画法にちやんと書いてある。しかもこの新線ができて——私は実際に経験したわけではあります、御存じの通り新聞紙上を今にぎわしておるうちに、あれがきたために、付近の住民は騒音のために神経衰弱になつておるといふことであります。区画整理も、都市計画の一

すが、なぜそういうふうになつておるか、これは何か理由があるのですか。

〇瀬戸山委員 これも都市計画法にそつたか、これは何か理由があるのですか。

種で、関連があると聞くのであります。が、そういうことを都市計画関係では全然考えない。ただ鉄道をつくって、それを利用する人が便利になりさえすればいい。この土地整理法案にも、環境をよくして住みよいような場所をつくるのだという法律の精神がうたわれておるのであります。が、そういうつばな精神をうたつても、今のようないまのやり方では、法律が死んでしまひはしないかというところを——私は、法律をつくるときには、その実行の結果を考えながらつくらなければならぬという考えを常に持つておりますから、こういうことを問題にするのであります。今の新線建設ができて、付近の人たちは非常にゆれて、どうだこうだということ、何かお医者であるとか科学者であるとかまで騒ぎ出してありますが、ああいうことは全然考えられない。前にいわゆる事業免許をやつておるから、どこでもそういうものはできるのだからという考えで建設省がやつておられるのですか。それでいいとお考えですか。

○建設政府委員 過去の経緯を申し上げたわけでございますが、もちろん新線建設につきましては、ただいま申し上げましたようなことを御了解いただけたらと思ひます。都市計画事業の、形式的な取扱いは必ずしもいたしてありませんけれども、路線の決定その他につきましては、地方鉄道法による免許前におきまして、先ほど申し上げましたように、東京都の都市計画審議会の審議を通してあります。さような観点におきまして、意見が十分いいという判断ができた上で、これを地方鉄道法の免許の処分に移すという手段をとつて

今日まで参りましたようなわけでございます。しかし、御指摘になりましたように、最近の事情から見ても、また都市計画事業その他の関係から参りましても、従来さような運営を行つておつたこと自体に対しては、いろいろ異論がございます。さような点からいたしまして、今後におきましては、これを都市計画事業の決定とし、都市計画事業として施行させることは、当然法律の命ずるところでもあります。さような運営に切りかえるべきであるというふうに、私自身も考えておるような次第であります。

○岡村委員 関連して、地下鉄の問題でございますが、池袋から御茶ノ水までの線路につきましては、実は地元で非常に反対があつた。私は、ちやうどそのころ運輸委員をやつておりました。が、その地下鉄は、地上に出るところがほとんど大部分なのでございます。それにつきまして、非常に地元から反対があつたのでございます。であるから、当然これも都市計画委員会の方に反対陳情があつたと思ひますが、ありましたですか。

○建設政府委員 池袋——御茶ノ水間の新線の問題につきましては、地上部分に出ます部分について地元の反対があつたことは、御指摘の通りで、都市計画委員会の方にも反映をいたしておりました。また監督官庁である運輸省はもちろんでございますが、建設省方面にも、その内容につきましては十分報告をいたしまして、それらを十分勘案しながら、あの新線の取扱ひにつきましては慎重を期したつもりでございます。

○岡村委員 運輸委員会におきまして、この点を重要視いたしまして、地下鉄の総裁ですか、会長ですかを呼びまして、十分言い合せて忠告をしたわけでありまして。幾分意見がいられまして、計画に変更があつたように伺いますが、どうですか。

○建設政府委員 私も、その当時直接の御に當つておりませんので、その点については、なお十分調べましてお答え申し上げたいと思ひますが、問題のあつたのは、文京区内を通過する部分でありまして、車庫の位置その他につきましては、かなり地元の反対があつたというふうに関しております。車庫の敷地のとり方、それからこれに対する補償の問題、それらの点につきましては、地元側との意見の食い違ひがかなりはげしくあつたように承知いたしております。しかし、それらにつきましては、営団側と地元側との折衝その他によりまして、ある程度営団側としても当初の計画に対する修正を加え、補償等については相當の善処方を監督官庁としても要請し、営団自体もその方針に基いて地元との折衝の結果、妥結を見て新線建設の運びになつたというふうに関しておるわけでありまして。

○瀬戸山委員 この帝都高速度交通営団の問題については、きようはこの程度にしておきます。先ほど申し上げたように、建設省は十分な監督をされんことを要望しておきます。

それから神戸に神戸国際港都高速度鉄道をつくろうという御計画があるようでありまして、現在どんなところまで行つておりますか。

○建設政府委員 神戸の高速度交通計画は、御承知のように、あそこにおける阪神、それから姫路から参ります山陽、それから阪急、もう一つ有馬に続いております軌道のこれらの計画をそれぞれまとめまして、神戸市内に地下鉄を通す、これがもとになりまして計画されたものであります。現在の段階は、一応計画決定の申請を監督官庁に手続をいたしておる最中であります。

○瀬戸山委員 阪神間の電車——国鉄は非常に幅狭しておりますから、あそここの交通を緩和するについては、地下鉄は適當であると思つております。今申請世だということでありまして、これも都市計画法によつておやりになるつもりですか。

○建設政府委員 これにつきましては、建設省としてまだ最終的な結論を出してあるわけではございませんが、計画局自体といたしましては、ぜひこの事業は都市計画事業として行つ建前で行く、こういう考えであります。

○瀬戸山委員 都市計画を管轄されてるあなたの方は、池袋——御茶ノ水間のような問題が起らないように、都市計画の観点から、あまり住民に迷惑のかからないように、その他の施設に支障が起らないように御検討を加えられて、善処されんことをお願いしておきます。

それから、前から懸案になつております東京都内の自動車の処理問題であります。日比谷公園の地下に地下ガレージをつくりたいという計画も進められていて、このことを前から聞いておりますが、これは日本では初めてのものです。私が申し上げるまでもなく、東京都内の中心街の道路は、自動車の置き場所に道路をつくつていけるようなもので、人間は自動車の置き場所の間をぐぐり抜けて歩くような状態になつておる。これでは都市計画と申しますか、都市交通の關係からいって非常にまずい。せつかく金をかけて何メートルかの道路をつくつて、その約三分の二あるいは半分が自動車の置き場になつておるということでは、交通行政といひますか、都市行政の非常な貧困ではないか。そこで、そういう考え方で、あつちこつちそういう場所があると思ひますが、自動車の最も輻湊する日比谷公園の付近に、自動車を処理するために地下ガレージをつくりたい、これは非常にいい考えだと私は思ひます。技術的問題は、先ほど申し上げたようにわかりませんが、これは構想だと思つておられますが、これはまたどういふふうになつておるか、またあなたの方でどういふ考え方でおられるか。私の考えとしては、技術の問題は専門家にまかせるとして、何とか道路を自動車から解放してもらわなかつた、東京都内の交通はますます、むずかしくなる、こう思ひますので、特に意見を聞いておるわけでありまして。

○南政府委員 お答え申し上げます。話は単に計画局だけでなく、私たちも話を聞いております。着想といたしましては、瀬戸山さんの言われた通り、私、非常におもしろい考え方だと思つております。元來日本の、ことに東京都におきましては、建物の建て方から道路のつくり方と申しますものは、このごろのように自動車が多くなつてくることを前提にしてきておりません。従つてお言葉のように非常にむずかしい問題を起してあります。ことに都心地における自動車の駐車場の問

題につきましては、非常にみな困つて
いるようでありまして、考え方とい
しましては、私たちもそういう着想が
あり、そういった事業をやるかと考
えておるものがあることも聞いており
ます。しかし何にいたしまして、これ
はまだそういう種類の着想の範囲で
ございまして、その事業を行う会社
というものがまだできておりませ
んし、まだ技術的にいへば検討しな
ければならぬ部分もたくさんあるよ
うに聞いております。しかし、これもた
だいまの間の問題、またいろいろの
観点から御忠告を受けておりますよ
うに、都市計画と申しますものとの関係
におきまして、十分に検討する必要も
ありますし、またああいうところに地
下ガレージをこしらへることによつ
て、地上のいろいろの建物にどうい
う影響があるかということも、十分技
術的に検討しなければなりません。それ
からまた、着標が非常にいいからとい
つて、事業執行に責任のある人たち
い、ゆるゆるの会社、首脳部というもの
人選につきまして、十分考えなければ
ならぬと思つております。要は、まだ
着標の程度にとどまつておりまして、
まだ本格的に事業着手とか免許の申請
とかいふような点にまで出ておらぬよ
うに聞いておりますので、そういう問
題になりました際には、おきましては、
私の申し上げましたような観点に立つ
て、十分検討に、ほんとうに役に立つ
いものができるように監督いたした
い、こういうふうな考えておるよう
な次第であります。

○田中(角)委員 時間が非常に過ぎま
したから、簡単に一言だけ重要な問題
に対して質問をし、これに対して建設

当局から、次の機会にでも答弁をいた
だきたいと思ひます。

それは瀬戸山君がたまたま御質問申
し上げたところの帝都高速交通営団
法に関する問題であります。共管事項
でありますから、当然人事問題にも相
当大きく発言をせられることが、私は
必要であると考えております。特に東
京都市計画、首都建設法の関係を考え
た場合、しかもわれ／＼はああいうよ
うな交通機関の整備という問題を討議
をする段階において、平面都市よりも
立体都市、こういうふうな方向に移行
しなければ、国でもつてだん／＼とこ
ろの機関の整備をしてやらなければ
ならないのじやないか。今よりも十年
後に、東京都の人口が千百万を数える
ようになつた場合には、高崎までも地
下道をつくつてやらなければいけぬじ
やないかというふうなこともさへも、さ
んさん申し上げておつたわけでありま
す。そういう意味からいって、共管事
項であるならば、相当強い監査を行
い、特に人事問題等に対しても強く発
言をせらるべきであると考えます。た
だ、金を出すから大蔵省が発言をす
る、交通機関であるから運輸大臣の所
管に、ほとんど専管にまかせておつて
もいいんじゃないかというふうなこと
ではいけないかと考えております。そ
ういう意味で、先ほどの御答弁では、人
事にもあまり介入しておらないとい
うようなお話でありましたが、この種
の問題が将来起らないといふことは考
えられません。いわゆる共管事項では、
住宅金融公庫のようなものもありま
すし、今新しい法律で、この種の各省共
管事項のものはたくさんあります。ま
たそういうものに対して、総合的に申

し上げておるのでありますが、この種
のものは共管大臣としての責任にお
いては、国家公務員と同じように考
えておられますか。

○南政府委員 お答え申し上げます。
国家公務員とみなして刑法上において
は国家公務員とみなしてあります。

○田中(角)委員 そうであるならば、
今鈴木総裁が逮捕せられております。
なお責任の御にあらるところの参議院の
理事諸君も逮捕せられております。こ
の場合、近く起訴をせられるというよ
うな場合に、どういふ処置をとられま
すか。非常に重大な問題でありますか
ら、私はこゝでもつて端的な答弁を求
めようとするものじやありません。こ
の種の問題に対しては、当然、共管大
臣の責任もありません。だからこれは運
輸大臣と早急に御相談をしなければな
らない問題だといふふうな考えておる
のですが、巷間うわさをすると、こゝ
に、東京の知事との人事の紛糾
問題もありません。こんないろいろの問
題を考へるときに、われ／＼が帝都高
速交通営団法の制定当時、都市計画
及び首都建設法の審議とあわせて、
非常に関心を持つておつたにもかかわ
らず、ただいま南君の御答弁では、建
設大臣はほとんど内容にタッチをして
おられないといふことであります。こ
れは法律上の責任は当然あるわけであり
ます。なお、国民の前にもこれが将来の
運営というものは、適切にしなければ
ならぬといふので、普通は起訴をせら
れれば大体休職になるとか、やめると
かといふ問題が起きます。だから、今あ
なたに伺つたのは、所管大臣は国家公
務員と同じように考へておられますか。
おられるならば監督権を発動せら

れなければならぬのです。非常に重
大な問題でありますから、今ただちに
答弁をせられなくても、この種の問
題に対しては慎重に御考慮を煩わして、
適切な処置を講じていただきたい、
かように申し上げます。

○南政府委員 先ほど私申し上げまし
た公務員とみなすと申しますのは、元
来あの種のいわゆるあれにつきま
しては、刑法上において業務上公務員と
みなすといふ言葉があるものであります。
これは要するに、その人の刑事責任に
ついて、特別の責任を伴うがゆゑにあ
るのでございまして、これは国家公務
員ではないのであります。しかし監督
権の点につきましては、私は所管大臣
としては、これは十分善処しなければ
ならぬと考へております。おります
が、先ほど私御返事申し上げましたよ
うに、共管についておだんの監督に
つきましては、非常にこれはむづかし
いのであります。これはこのごろの行
政掌理の上におきましても、やたらに
共管が多くなるのであります。主たる
監督と従たる監督とが、当然そこに出
て参るのであります。そういう問題
を何ら解決せずに、こういうふうな共
管になつた、資金の面に関係があるか
ら大蔵省も共管になる、あるいは水道
法のことときも厚生、建設両省の共管
になつてゐる。非常に共管が多いので
あります。えて共管になりますと、だ
れかがやるだろうといふので、監督が
おろそかになる点も、事実上見のがす
ことのできなない事実でございませ
ん。おしかりを受けておるのでござ
います。従来、帝都高速交通営団の
監督は、交通事業に當つております
係上、運輸省が主として監督をやつて

おる。都市計画関係で、建設省が、私
先ほど申しましたような従たる見地で
共管になり監督をして参つた、こうい
う気持ちでお返事申し上げたのであり
ます。田中さんの言われるように、今後
こういう五大都市のような大きな都市
の交通問題については、日本世の交通
と違ひまして、特別に都市計画とい
ふ見地から非常に重く考へなければなら
ぬのだ、だから、そういう意味合いに
おいて、従来の考へ方をかえて、この
種のいわゆる業務については、建設大
臣の責任を十分尽すようにという御注
意だと、つしんで私拝聴いたしましたの
です。私も最近になりまして、あの事
件につきましては、まだ取調中であ
りまして、はたして罪があるものや
らないものやら、はたしてわれ／＼の
監督とどういふ関係に立つものやら、
事実の判明に待つて十分研究しなけ
ればならないと考へます。しかし、問題
といたしましては、今までのように、
交通事業から運輸省にまかせてお
く、私どもの所管事項についてこれ
を監督するといふような、いわゆる普通
の共管のような考へ方ではなくて、御注
意にありましたような、大都市の交通
機関は、あくまで都市計画と関連して
十分に研究して、その観点における監
督を十分にしなければならぬといふよ
うな意味合いにおきましますこの種機
関に対する建設省の監督を強化して行
くといふ点につきましては、私もま
ことに同感をしております。なお御質問
の点につきましては、十分研究いたし
まして、次の機会にお答え申し上げます。
○田中(角)委員 これは南さん、私も
少し時期が早いと思つておつたのです

が、当然こういう問題が起きると思ひますから申し上げておるのですが、われわれ建設委員会で、いわゆる首都の建設——日本の首都はいかにあるべきか、なお日本の都市というものはどうあるべきかというので、過去長いこと都市計画法の改正及び耐火建築助成法の制定、建築基準法の制定等、相当やつて来たのですが、交通機関の整備それから混雑緩和というような大ざっぱな考えで、われわれの都市計画というもの、その基本觀念がいられないうちに、いろいろ／＼なものが／＼遂行せられておるのです。われ／＼がそういうものに異論を唱え、討議を行おうとするときには、もうすでに高速道路のように、みなできておるのです。ほとんどは埋め立てられて行き、ますます平野都市になつてゐる、こういうところに私たちの言ひ分があるのです。それは、建設省がしつかりしておらぬからなつたのです。これをしつかりさせるためにはどうするか、共管にする。共管の権力を与えてやつても、人事権にも関与しない、これでは共管にする必要はないのです。そうでしょう。だから、むずかしい問題ですから十分研究いたしますじやないのです。共管であるならば、大臣は責任を持つて指揮監督をしなければならぬ責務を有する。そういう意味から、具体的に言えば、指揮監督下にあるところの、また指揮監督をしなければならぬその責任者が、しかも公務員と同じく取扱われておるところの営団の責任者の三理事及び總裁が刑事訴追を受けられる場合——これは二、三日のうちに受けるかもしれない。今日あたり起訴になるかもしれない。その場合に、監督権を

いかに発動するかということ、私は言つておるのですから、これは今日から運輸当局と十分御相談をせられて、遺憾なきを期せられたい。そうでなかつたら、われ／＼が何は建設大臣を法律で共管にしても——これはもう河川法でも、農林大臣と建設大臣の共管である。建設省は実に人がいい、ほかの大臣と共管にすると、その大臣はほとんど人事権を持つて任命する。今建設大臣と運輸大臣が共管なのですが、この帝都高速交通営団は、建設大臣が何も知らないうちに、今度鈴木總裁以下三理事がひつらばれたから、これは起訴になるだろう、なれば大体やめよう、東京からひつと入れようというように言つておるじやありませんか。建設大臣が共管の責任を果しておらぬから、こんな議論が出るのであります。私は、官房長がさつき退席せられたから、官房長が来てから聞こうと思つていたが、また来られたから申し上げておるのですが、これは私は建設委員として、建設委員会の任務を遺憾なく発揮したいと思つて申し上げておるのであつて、官房長と何も議論するのじやない。ちやうど聞きたいと思つておるところです。さう言うのですが、これは何も私はしつこく言うのじやなくて、共管事項でありますから、また世間でもこういう問題が必ず討議をせられるという段階にあるだけに、私はこういう人事の再編を行ななければならぬような場合によつてはいい機会だと思ひます。そういう機会に、われわれ委員会が考へておるような帝都交通網整備と都市計画と、もつと大きな首都建設という面をマツチせしめられような合理的運営を企図していただ

きたいというのが私の発言でありました。
○南政府委員 お答え申し上げます。私は帝都高速交通営団の今度の事件につきましては、建設省、建設大臣の監督がどうであつたかは、もう少し事実の判明をまたなければ、断々にきめられぬ問題だと考へております。人事の問題につきましては、私はタツチしていいかと先ほど申し上げたのではななくて、この種営団の監督は、人事権を握ることによつてやつておるんだというのを申し上げたのであります。具體的な人事につきましては、私その側に當つておらなかつたのでありますから、どの程度に関係したかは私は存じません。もしそういうふうな田中さんも瀬戸山さんもおとりになつたならば、その点は私ここであらためて訂正しておきます。おそろくとき／＼書類を見ますから、そういう点でも、大臣またはその側の方は御相談を受けておられるだろうと思ひます。私は全然聞いておりません。しかしこの問題につきましては、私も田中さんの言われたようにやらなければならぬ、それが私に与えられた職責であると私は考へておりますが、まだそこまで問題が進捗してあるかどうか。要するに、今何か人事のお話が出ましたが、それはここで私初めて聞くような次第でございまして……（怠慢だ）と呼ぶ者あり（怠慢とおしかりを受ければ、私つつしんでおしかりを受けるのでございしますが、そういうような実例が出ましても、少くとも私のおります限りにおいては、筋を立てなければ、この問題はなかなか承知をいたさぬつもりであります。どうぞひとつ御了承願ひいたします。

○久野委員長 残余の質疑は次会に譲ることとし、本日はこの程度にて散会をいたします。
午後零時四十九分散会

昭和二十九年四月十日印刷

昭和二十九年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局